

都市計画マスタープラン用語集

ア 行

アメニティ (amenity)

一般的には環境などの快適さのこと。特に都市計画で、空間・風景・建物などの緑が多い、街並みやその他景観が優れているなどの快適さのこと。

NPO (Non-Profit Organization の略)

福祉 (医療・福祉) まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織。NPO 法に則して認証された NPO 法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の 2 つの類型を含む。

駅勢圏

駅の勢力圏で駅利用者の居住地、就業地、就学地の範囲を示す。駅勢圏には、徒歩のみにて駅に発着する鉄道利用者の勢力圏を表す一次駅勢圏 (徒歩駅勢圏) とバスなどの路面交通機関を経由して駅に発着する鉄道利用者の勢力圏を表す二次駅勢圏 (バス駅勢圏等) がある。

延焼遮断帯

大震災時に、延焼拡大する市街地大火を阻止する帯状の不燃空間であり、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設とその沿線で不燃化された建築物により構築されるものをいう。また、延焼遮断帯のネットワークにより、木造密集地域等市街地大火の危険性が高い地域を多数の区画に分断することを都市防火区画という。

沿道サービス

車輛の通行上必要不可欠なサービスをさし、ガソリンスタンドや自動車修理場等がこれに該当するとされている。広い意味では、幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務など、多様な市民サービス機能全般をさす。

カ 行

狭隘、狭隘道路

幅員が狭いこと。また、そのような道路のこと。

区域区分

都市計画区域ごとに計画的に市街化を図る市街化区域と原則的に市街化を抑制する市街化調整区域とを区分することをいい、「線引き」ともいわれる。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図る上での有効な制度として用いられる。

クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)

一般に人の生活の質、すなわちある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることが出来ているかを計るための尺度として働く概念。

広域避難地

概ね、面積 10ha 以上の公園・緑地・広場などで、地域防災計画に定められる施設のこと。

広域防災拠点

災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を備えた施設。

兵庫県では、阪神・淡路大震災を教訓に、救助資機材等の備蓄や地域内外からの救援物資の集積・配送と応急活動要員の集結・出動の拠点として、県下各地に広域防災拠点を整備している。

工場景観

工場の煙突や建物、クレーン、高速道路、ガスタンクなどの実質的な機能だけを追求して作られたものなどによる景観。

コミュニティ (community)

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会の意味。

コミュニティビジネス (community business)

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化を促す。

コンパクト (compact)

都市の無秩序な拡散（スプロール化）を防止するとともに、中心市街地に計画的に都市機能を集積させ、環境負荷を低減し、また高齢者等にも暮らしやすい活力ある都市を創出する考え方。

まちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法）の改正に伴

い、平成 18 年 9 月に示された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」においても、コンパクトなまちづくりの考え方が示されている。

サ 行

市街化区域

都市計画で定めるすでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画で定める都市の健全な発展を図るために市街化を抑制する区域。

市街地開発事業

総合的な計画に基づいて公共施設の整備あわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもの。

市街地再開発事業

市街地内の、土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業。

持続可能

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の要求を満たしつつ社会的発展をすすめようとする概念。

親水性、親水空間

水辺に近づく、水に触れられるなど、水への親しみ。またそれらが感じられる空間のこと。

住宅市街地総合整備事業（旧密集市街地整備促進事業）

木造賃貸住宅や老朽住宅が密集している地区において、生活道路の拡幅、地区内公園の整備及び共同住宅経営者への建替え助成を行い、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を行う事業。

平成 16 年度に、それまでの住宅市街地整備総合支援事業と密集住宅市街地整備促進事業を統合し、住宅市街地総合整備事業となっている。

ストック (stock)

ここでは (都市の) ストックという意味で用いており、都市における建築物や道路、下水道などの社会資本を意味する。

生産緑地

都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主目的とし、生産緑地地区制度により指定された市街化区域内の土地または森林のこと。

線引き

「区域区分」参照。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

夕 行

高石市環境保全協定

高石市と企業等の中で締結される協定であり、公害および災害の防止、緑化の推進等を行うことにより、自然環境の保全と市民の健康で安全かつ快適な生活を守ることを目的とする。

高石市企業立地等促進条例

高石市の工業専用地域・準工業地域において、対象業種の企業等が企業立地等を行う際、要件を備えて市に申請し認定されると、固定資産に係る固定資産税・都市計画税が軽減される制度を取り決めた条例。

企業立地を促進することにより、高石市の雇用の創出、産業振興及び、地域経済の活性化を図り、市勢の発展に寄与することを目的とする。

高石楽市楽座

平成 11 年から高石商工会議所商店街連絡会が中心となって高石市内の主要 3 駅である南海本線「高石」、羽衣、JR 阪和線「富木」の各駅前で「人が集まり賑わいを創り出す」ことをテーマに毎年開催されるイベントで、地域のコミュニティづくりに寄与している。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される土地利用ゾーニングのこと。都市計画法により定められ、「用途地域」「特別用途地区」「その他の地域地区」に大別される。

地区計画

地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。

都市機能

都市での様々な活動を支える機能のことで、例えば、商業、業務、広域行政サービス、産業、アミューズメント、教育文化、福祉医療など。

都市基盤施設

市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川などがある。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。

都市計画

都市計画区域において都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。

都市計画法

良好な環境を保ちつつ都市を発展させるために必要な土地利用規制、都市施設の整備、市街地開発事業のしくみについて定めた法律。

土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

八 行

バリアフリー（barrier free）

障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が、日常的な生活をおくる上で利用しやすいように、物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

ヒートアイランド現象

経済の発展につれて人間が都会に集まることにより、大量の熱エネルギーを放出すること、

また都市の土地の多くはアスファルトやコンクリート等に覆われているため水分の蒸発による温度低下が望めず、また日射熱を蓄熱してこれを夜間に放出するため夜間の気温低下を妨げていることなどによる自然の気候とは異なった都市独特の局地気候のことで、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるのでこの名がついた。

ビオトープ

生物を意味する bio (ピオ) と場所を意味する tope (トープ) を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、多様な生物が生息していくことができるような生物学的にみて良好な環境を有する場所のこと。

風致地区

都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区。樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域等を「風致地区」として指定し、これにより生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするものである。

防災セフティーロード

大阪府が平成 19 年度より進めている「防災安全みちづくり事業」による大阪府地域防災計画に位置付けられている広域緊急交通路における災害時に帰宅困難者や自主防災を支援するための整備。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン (universal design)

米国の建築家、ロナルド・メイス氏 (故人) が提唱した考え方。すべての人々にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

バリアフリーが主に障害のある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、ユニバーサルデザインは、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方で用いられる。

用途地域

秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。都市計画法に基づく地域地区のひとつ。

ラ 行

流域貯留施設

総合治水対策の一環として、河川流域における洪水流出量の増大などに対し、治水の安全性を確保するための公共公益施設（学校、公園、住宅、団地）や大規模な民間施設などに設けている雨水流出抑制施設のこと。

臨港地区

港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域として、都市計画法により定められているものであり、この地域において、一定の行為の規制を行い、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図ろうとするもの。分区として臨港地区内を機能・目的に区分して、商港区、工業港区、修景厚生港区に指定することができる。

連続立体交差事業（連立と同義）

既設の鉄道を高架化または地下化する都市計画事業である。この事業により、踏切渋滞の解消や事故の原因となっている踏切の除却を図るとともに、駅前広場や都市計画道路等の都市基盤を整備するなど、周辺のまちづくりを進め、地域の活性化・一体化を図っていく都市計画事業のこと。